

《鳴門市農業委員会 6月総会 議事録》

開催日時 平成30年6月28日(木) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番	大西 善郎	2番	小川 利	3番	小田 常雄
4番	金田 善雄	5番	木下 茂	6番	齋藤 はつ子
7番	柴田 精治	8番	谷口 清美	10番	中井 弘
11番	仲須 眞理	13番	濱堀 秀規	14番	林 博子
15番	板東 幸雄	16番	藤本 詳治	17番	増金 義文
18番	松村 多美子	19番	向 栄治	20番	八木 健治

欠席委員 9番 手塚 弘二 12番 長谷目 隆

議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)	
		所有権移転 1件
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	3件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	4件
②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	7件
③農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約)	2件
④使用貸借解約について	6件
⑤農地であることの証明願について	3件
⑥非農地証明願について	1件

事務局長 定刻が参りましたので、ただ今から平成30年6月の農業委員会を開会いたします。

開会にあたり、谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。

それでは事務局より委員定数のご報告をいたします。委員定数20名の内、出席委員18名、欠席委員2名であり、過半数に達しております。

よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定により、この総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、この後の進行は谷口会長にお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。

本日の署名人は7番柴田委員、10番中井委員にお願いいたします。

それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について>
・所有権移転 1件

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。

無いようでございますので、採決いたします。

『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 『議案第1号』については原案どおり承認といたします。

次に、『議案第2号』農地法第3条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容を説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

林委員 14番。申請地は、大手海岸沿いに広がる農業振興地域内の農地です。
譲受人である▲▲さんは里浦町で甘藷・大根の栽培を行っており、鳴門市で認定農業者として認定されている実績もあります。
申請地にはこれまでも甘藷・大根が作付されていましたが、譲り受け以後も同様に甘藷・大根を作付けする計画となっており、周辺の農地への影響はありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり許可といたします。
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より、申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容を説明

谷口会長 次に、地元委員さんより、ご意見をお願いします。

事務局係長 担当の手塚委員が本日欠席となっております、ご意見をお預かりしておりますので、代読させていただきます。
申請地は、板東駅から北西にある農地です。申請者は観光客や近隣の事業者からの駐車場の要望があったことを考慮して、今回の転用許可申請となりました。
申請地は整地のみ行う計画であり排水も地下浸透にて対処するため、周辺の農地への影響はありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地につきましては、板東駅から北西約950mに位置し、10ha未満の広がりが少ない生産性の低い農地で第2種農地に該当します。

ドイツ村への観光客が見込めること、また近隣の事業者が駐車場を必要としている状況を考慮した結果、申請地が適している土地となり今回の許可申請となりました。

事業計画では、駐車場に利用する部分は山土により整地を行うこととなっております。また排水については、雨水のみで地下浸透で対処できるため、周辺農地に影響を与えることはありません。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響もないことなどから、事業計画については適当と認められますので、当該申請につきましては許可やむを得ないと思われま

谷口会長 申請を許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり承認することといたします。

以上で、『議案第3号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、申請番号1番、2番の案件について、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <4. 農地法第5条の規定による許可申請について 2件>

・申請番号1～2について申請内容を説明

谷口会長 次に、地元委員さんより、ご意見をお願いします。

申請番号1番及び2番の地元委員さんをお願いします。

事務局係長 担当の手塚委員が本日欠席のため、ご意見をお預かりしておりますので、代読させていただきます。

申請番号1、2は関連案件のため、一括して説明します。

申請地は、極楽寺の南西にある農地です。借人が太陽光発電事業用地を探していたところ、日照条件がよく太陽光発電に適している申請地を借り受ける話がまとまったため、今回の申請となりました。

施設周辺にはフェンスを設置するなどで周囲の農地へ被害を与えないようにする計画であり、排水についても地下浸透にて対処しますので、許可しても問題無

と思います。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地につきましては極楽寺から南西へ400mに位置しており、10ha未満の広がりのない第2種農地に該当します。

借人は徳島市に本店を置き、太陽光発電事業等を行う法人であり、新たな太陽光発電施設用地を探していたところ、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地について借り受ける契約が纏まったため、今回の申請となりました。

事業計画では、申請番号1につきましては、太陽光発電パネルを300枚設置、49.5kwの発電出力、申請番号2につきましては、太陽光発電パネルを240枚設置、39.6kwの発電出力が見込まれております。

本設備は平成30年3月に四国経済産業局から再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も平成29年2月に締結されております。

事業計画につきましては、他所からの土砂搬入は行わずに不陸正整を行うのみであり、施設周囲にフェンスを設置することで被害防除を図ります。また雨水については地下浸透で対処する計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響もないことなどから、事業計画については適当と認められますので、当該申請につきましては許可やむを得ないと思われま

ご審議の程、よろしく申し上げます。

事務局次長

1点補足説明させていただきます。

今回の申請について、権利の種類が「地上権」となっているかと思えます。「地上権」とは、他人の土地において工作物又は竹木を所有するため、その土地を使用する権利のことです。比較的珍しいケースかと思われま

すが、地上権と貸借契約の違いは、貸借契約というのは当事者間の契約で、今回の場合ですと、●●さんとこの会社の間だけの話になります。一方で地上権となると、法律上借り受けるこの会社の方は、●●さん以外の人にも地上権という権利を持っているという主張ができることとなります。例えば、●●さんから他の人に所有権が移ったとしても、地上権を主張できるというのが大きな違いとなっております。

どちらかという所有者の方に不利な内容になるので、あまり選択されることはない契約方法ではあるようです。

濱堀委員

地上権設定となっているのですが、借入の期間は何年で設定されているのですか。

事務局係長 契約書の内容を確認したところ、地上権の存続期間につきましては、締結日から申請地における太陽光発電事業終了までと定められております。

谷口会長 太陽光発電に関してだけの地上権ということですね。

事務局係長 そうですね。事業に対してのみです。

事務局次長 実際は太陽光を設置したら他の用途には使えないと思いますので、業者が自由に使えるという意味になると思います。

ただ、所有権は所有者の方にありますので、事業が終了したら、その土地を使う権利は所有者に戻るといった仕組みになっております。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号1番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番の案件については原案どおり承認することといたします。
次に、申請番号2番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番についても原案どおり承認することといたします。
以上で、『議案第4号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第5号』相続税の納税猶予に関する適格者証明に入ります。
申請番号1番から3番の案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 <5. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 3件>
・申請番号1～3について申請内容を説明

谷口会長 次に、地元委員さんのご意見を申し上げます。
まず、申請番号1番の地元委員さん申し上げます。

松村委員 18番。●●さんは撫養町で水稻を生産する農家であり、約50aの農地を所有しています。今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号1番の案件については、原案どおり承認
することといたします。
次に、申請番号2番の地元委員さんお願いします。

金田委員 4番。本申請については、申請地が徳長地区と吉永地区にまたがっているため、
私から一括して説明させていただきます。
●●さんは大津町で甘藷と大根を生産する農家であり、約2.3haの農地を所
有しています。
地域の担い手といえる農家でもあり、今後も農業経営を続けていく意思も確認
できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり承認することと
いたします。
次に、申請番号3番の地元委員さんお願いします。

藤本委員 16番。本申請については、申請地が大代地区、備前島地区、矢倉地区にまた
がっているため、私から一括して説明させていただきます。
●●さんは大津町で甘藷を生産する農家であり、鳴門市で認定農業者として認
定されている実績もあります。地域の担い手といえる農家でもあり、今後も農業
経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可して
も問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号3番につきましては原案どおり承認することといたします。

以上で『議案第5号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第6号』報告事項に入ります。

報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 <3. 報告事項 23件>

- | | |
|-------------------------------------|----|
| ①農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 4件 |
| ②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について | 7件 |
| ③農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約) | 2件 |
| ④使用貸借解約について | 6件 |
| ⑤農地であることの証明願について | 3件 |
| ⑥非農地証明願について | 1件 |

谷口会長 ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

無いようでございますので、『議案第6号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、何かございますか。

それでは、これをもちまして平成30年6月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 14時45分

平成30年6月28日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 柴田 精治

議事録署名者 中井 弘